

警察官を騙った特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和 7 年 10 月 2 日（木）

2 発生日時

令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 8 時頃から午後 9 時頃までの間

3 被害品

キャッシュカード 8 枚

※ 出金額 捜査中

4 被害者

橋本市内居住 70代 女性

5 状況

令和 7 年 9 月 26 日午後 8 時頃、被害者方の固定電話に、橋本警察署の警察官を騙る男から電話があり、「逮捕した犯人があなたの旦那名義のキャッシュカードを複製して持っていました。他にも複製されていないか調べるために全てのキャッシュカードを裁判所に提出する必要があります。今から警察官が自宅に行きますので、その警察官にキャッシュカードを渡してください。」などと言われました。

その際、警察官を騙る男に、口座情報やキャッシュカードの暗証番号を伝えました。

午後 9 時頃、被害者方に警察官を騙る男が現れたことから、被害者は、その男にキャッシュカード 8 枚を渡しました。

その男は、キャッシュカードを返却するため、令和 7 年 10 月 2 日に再度被害者方を訪れると約束していたが、一向に来なかったため、被害者が確認のため当署に電話を架けたところ、詐欺であることがわかり、届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

警察官を騙る詐欺が多発しています。

警察官が「資金調査」などを理由にお金を振り込ませたり、お金やキャッシュカード等を回収したりすることは絶対にありません。

そのような電話があれば、詐欺を疑って、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。